証券コード　3085
（発送日）2023年３月13日
（電子提供措置開始日）2023年３月７日

株　主　各　位

東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
アークランドサービスホールディングス株式会社
代表取締役社長　坂　本　守　孝

# 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**なお新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力インターネット等または書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

**株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記のとおりインターネット上のウェブサイトに記載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2023年３月27日（月曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2023年３月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
**２．場　　所**　東京都新宿区市谷本村町４番１号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　新館３階　瑠璃東の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**３．目的事項**

**報告事項**　１．第30期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第30期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件

**第２号議案**　定款一部変更の件

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

**４．株主総会参考書類等の電子提供措置について**

**本株主総会の招集に際しては、株主書類参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。**

**【当社ウェブサイト】**

https://www.arclandservice.co.jp/ir/news/

**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄名（会社名）」に「アークランドサービスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3085」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以上

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



## 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



## インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

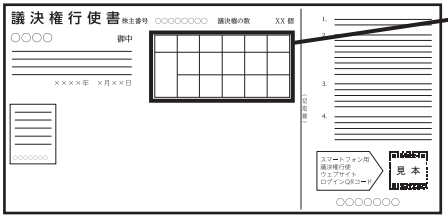


※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第１、２号議案**

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

**第３号議案**

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

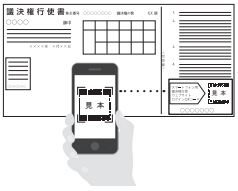


※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。




「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。




「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　年末年始を除く 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大で再実施されたまん延防止等重点措置が３月に全国で解除となり、正常化に向けた持ち直しの動きがみられたものの、７月以降には感染症が再び拡大し、また、世界的な物価上昇、長引くウクライナ情勢の緊迫、欧米における金利上昇、円安の急進などもあり依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループが属する外食業界におきましても、まん延防止等重点措置の解除により通常営業を再開しましたが、仕入価格の高騰や人材確保のための時給引き上げ等、非常に厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の中、当社グループにおきましては、主力商品の訴求強化、テイクアウトの利便性向上、販売促進を３つの柱として「圧倒的な商品力、テイクアウトの強化」に取り組んでまいりました。

その結果、主力の「かつや（国内）」事業については、年間の既存店売上高前期比は、直営店107.2％、ＦＣ店107.7％と順調に推移いたしました。

また、当連結会計年度末のグループ全体の店舗数につきましては、59店舗の新規出店、39店舗の退店により、純増20店舗の765店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高47,163百万円（前期比6.7％増）、営業利益4,932百万円（同0.5％増）、経常利益5,513百万円（同28.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益3,001百万円（同14.6％増）となりました。

主要カテゴリーの業績概況は以下のとおりであります。

【かつや（国内）】

既存店売上高の確保と更なる売上拡大に注力し、フェアメニューを15回、キャンペーンを３回実施いたしました。

出退店につきましては、直営店７店舗・ＦＣ店11店舗の新規出店、直営店３店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は純増15店舗の450店舗となりました。

以上の結果、かつや（国内）の売上高は前連結会計年度から2,722百万円増加し、27,961百万円（前期比10.8%増）となりました。

【からやま・からあげ縁（国内）】

既存店売上高の確保と類似店との差別化を図り、フェアメニューを13回、キャンペーンを３回実施いたしました。

出退店につきましては、「からやま」を直営店10店舗・ＦＣ店４店舗の新規出店、直営店２店舗・ＦＣ店３店舗を閉店したことにより、店舗数は純増９店舗の126店舗となりました。「からあげ縁」においてはＦＣ店７店舗を新規出店、直営店６店舗・ＦＣ店６店舗を閉店したことにより、店舗数は純減５店舗の45店舗となりました。国内の「からやま」と「からあげ縁」を合わせた当連結会計年度末の店舗数は純増４店舗の171店舗となりました。

以上の結果、「からやま・からあげ縁（国内）」の売上高は前連結会計年度から2百万円増加し、9,550百万円（前期比0.0%）となりました。

【海外事業】

海外事業につきましては、「かつや」「からやま」のＦＣ店15店舗の新規出店、「かつや」「からやま」等のＦＣ店４店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純増11店舗の89店舗となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業や営業時間短縮の影響によりロイヤリティが減収、また、地域統括会社の機能を本邦へ移管した結果、海外事業の売上高は前連結会計年度から70百万円減少し、323百万円（前期比18.0%減）となりました。

【その他】

その他の事業につきましては、新業態の直営店５店舗の新規出店、直営店13店舗・ＦＣ店２店舗の閉店により、当連結会計年度末の店舗数は純減10店舗の55店舗となりました。また、食肉加工事業、冷凍食品事業の売上高は順調に推移し、その他の事業の売上高は前連結会計年度から302百万円増加し、9,329百万円（前期比3.4%増）となりました。

（単位：百万円、％）

| 事業部門 | 売上高 | 構成比 | 前連結会計年度比 |
|---|---|---|---|
| かつや（国内） | 27,961 | 59.3 | 110.8 |
| からやま・からあげ縁（国内） | 9,550 | 20.2 | 100.0 |
| 海外事業 | 323 | 0.7 | 82.0 |
| その他 | 9,329 | 19.8 | 103.4 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,686百万円で、その主なものは店舗の新規出店に伴い取得した有形固定資産であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2022年３月１日付で、子会社であるエバーアクション株式会社がアークダイニング株式会社の株式を取得し、同社を吸収合併いたしました。

2022年９月１日付で、子会社であるエバーアクション株式会社が、新設分割により設立した株式会社トビラダイニングにエバーアクション株式会社の国内における「中山豆腐店」等の事業を承継させました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 27 期<br>(2019年12月期) | 第 28 期<br>(2020年12月期) | 第 29 期<br>(2021年12月期) | 第 30 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（百万円） | 33,327 | 38,634 | 44,207 | 47,163 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 2,546 | 2,366 | 2,617 | 3,001 |
| １株当たり当期純利益（円） | 79.98 | 74.34 | 82.24 | 94.27 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益（円） | 77.72 | 72.24 | 79.91 | 91.61 |
| 総　資　産（百万円） | 29,064 | 32,723 | 33,486 | 35,465 |
| 純　資　産（百万円） | 20,444 | 21,215 | 23,057 | 24,939 |
| １株当たり純資産額（円） | 624.25 | 655.65 | 711.58 | 768.94 |

（注）「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 27 期<br>(2019年12月期) | 第 28 期<br>(2020年12月期) | 第 29 期<br>(2021年12月期) | 第 30 期<br>(当事業年度)<br>(2022年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（百万円） | 15,935 | 16,732 | 20,340 | 26,336 |
| 当期純利益又は当期純損失(△)（百万円） | 999 | 677 | △507 | 1,022 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円） | 31.40 | 21.27 | △15.93 | 32.11 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円） | 30.51 | 20.67 | ― | 31.20 |
| 総　資　産（百万円） | 19,911 | 20,168 | 19,562 | 20,767 |
| 純　資　産（百万円） | 14,894 | 14,795 | 13,428 | 13,495 |
| 1株当たり純資産額（円） | 467.88 | 464.76 | 421.83 | 423.94 |

（注）１．第29期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの１株当たり当期純損失のため記載しておりません。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はアークランズ株式会社で、2022年12月31日現在、当社の株式を17,520,000株（議決権比率55.0%）保有しております。

当社と親会社との取引は、当社の一部店舗及び親会社が運営するホームセンター内のフードコート等の賃借等がありますが、取引条件につきましては、各出店地の賃料相場を基に、それぞれの総投資額及び投資回収期間などを考慮して、両社協議の上、決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

② 重要な子会社等の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社かつや | 80百万円 | 100.0% | 「かつや」、「天丼はま田」直営店の運営及びＦＣ本部の運営 |
| エバーアクション株式会社 | 42百万円 | 100.0% | 「からやま」、「からあげ縁」直営店の運営及びＦＣ本部の運営 |
| 株式会社ミールワークス | 50百万円 | 83.4% | 「マンゴツリー」、「ダンシングクラブ」等の運営 |
| フィルドテーブル株式会社 | 10百万円 | 100.0% | 「チェントペルチェント」、「東京たらこスパゲティ」等の運営 |
| 株式会社バックパッカーズ | 1百万円 | 66.0% | 「ごちとん」等のＦＣ本部の運営 |
| 株式会社トビラダイニング | 10百万円 | 100.0% | 「中山豆腐店」、「東京とろろそば」、「肉めし岡もと」の運営 |
| アークランドマルハミート株式会社 | 98百万円 | 51.0% | 「かつや」及び飲食店・量販店向けの食肉加工品の製造・販売 |
| コスミックＳＹ株式会社 | 10百万円 | 100.0% | スーパー・飲食店向けの冷凍食品の製造・販売 |
| ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED | 100万香港ドル | 100.0% | 海外における「かつや」及び「からやま」の事業展開 |
| ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. | 10億韓国ウォン | 100.0% | 韓国における「天丼はま田」直営店の運営 |

（注）1．アークダイニング株式会社は、2022年３月１日付で、エバーアクション株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により吸収合併消滅会社となり、解散いたしました。

2．エバーアクション株式会社は、2022年９月１日付で、新設分割により株式会社トビラダイニングを設立いたしました。

### (4) 対処すべき課題

予断を許さない新型コロナウイルス感染症、終息の見えないウクライナ情勢、急激な為替相場の変動や各種原材料価格・資源価格の高騰等、先行き不透明な状況が続いております。このような環境下におきましても、当社グループは、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」を企業理念に、食を通して一人でも多くのお客様に新しい価値をお届け出来る様、以下の課題に対処してまいります。

① 「かつや」の店舗強化

店舗のＤＸ化等を推進することによりお客様の利便性を高め、ご来店からお帰りになるまでストレスなくご利用いただける店舗を構築してまいります。引き続き高い需要が見込まれるテイクアウト需要に加え、イートイン需要も改善しつつあることから、お客様のご来店が想定を超えて集中した場合でも十分にご満足いただけるサービスを提供できるようハード面を整備し、従来から高い効果のある販促ツールである100円割引券と併せてリピーターの獲得に努めてまいります。

また、現在の標準モデルよりも小型の店舗を企画し、検討と実証を続けてきた比較的小規模な商圏への出店も進めてまいります。従来から実施してきた各種メディアを利用した広報、高い人気を得た「大人様ランチ」に代表される「圧倒的な商品力」の追求も継続し、更に多くの新規顧客を獲得してまいります。

② からあげ事業のブラッシュアップ

試行と検証を続けてきたグランドメニューの変更、一昨年前から取り組んできた焼き鳥メニューのクオリティアップ、テイクアウトと相性の良いからあげの惣菜メニューの拡充等により他社との違いを明確にし、また、依然として高い比率で利用されるテイクアウトに適した店舗レイアウトの構築等により、お客様の利用しやすい環境を整えてまいります。

昨今のからあげブームにより市場が拡大するとともに、多くの競合店が現れ、差別化できない店舗は撤退を余儀なくされる等、厳しい状況下ではありますが、からあげ業態の先駆者として魅力ある商品とサービスを提供することにより、好きなおかずランキングでは必ず上位に位置し、底堅い需要を見込みことができる「国民食」のからあげ事業で、更なる進化・成長を続けてまいります。

③ 新規業態の育成

主力業態である「かつや」「からやま」に次ぐ柱とすべく、成長する可能性の高い業態に注力してまいります。「天丼はま田」「東京たらこスパ

ゲティ」は１号店の開店から３年を経過しますが、売上は順調に拡大し、少数ながら複数店舗を展開、今後の出店についても目途が立っています。また、「肉めし岡もと」は１年目の業態ではありますが想定を超える売上が続いており、既に２号店開店に向けた準備を進めています。

いずれの業態も更なる成長に向けた課題は明確になっています。対策も整いつつありますので、実行に移すとともにブラッシュアップを続け、多店舗化、ＦＣ化を目指してまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2022年12月31日現在）

| 事業部門 | 事業内容 |
|---|---|
| かつや（国内） | 国内における「かつや」の直営店の運営及びＦＣ店への各種業務支援サービス、食材等の供給 |
| からやま・からあげ縁（国内） | 国内における「からやま」、「からあげ縁」の直営店の運営及びＦＣ店への各種業務支援サービス、食材等の供給 |
| 海外事業 | 「かつや」、「からやま」、「天丼はま田」等の海外展開 |
| その他 | 「天丼はま田」、「チェントペルチェント」、「東京たらこスパゲティ」、「中山豆腐店」、「ごちとん」、「東京とろろそば」、「肉めし岡もと」、「マンゴツリー」、「ダンシングクラブ」等の運営、食肉加工事業、冷凍食品事業、不動産賃貸等 |

### (6) 主要な店舗及び事業所（2022年12月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 当社 | 本社 | 東京都千代田区 |
| 株式会社かつや | 本社 | 東京都千代田区 |
| | かつや | 北海道（9店舗）<br>埼玉県（31店舗）<br>千葉県（18店舗）<br>東京都（34店舗）<br>神奈川県（16店舗）<br>新潟県（11店舗）<br>岐阜県（6店舗）<br>愛知県（12店舗）<br>三重県（2店舗） |
| | 天丼はま田 | 埼玉県（2店舗）<br>東京都（1店舗）<br>神奈川県（1店舗） |
| エバーアクション株式会社 | 本社 | 東京都千代田区 |
| | からやま | 北海道（4店舗）<br>埼玉県（12店舗）<br>千葉県（3店舗）<br>東京都（8店舗）<br>神奈川県（14店舗）<br>岐阜県（2店舗）<br>愛知県（12店舗） |
| | からあげ縁 | 東京都（4店舗）<br>神奈川県（2店舗）<br>新潟県（1店舗） |
| 株式会社ミールワークス | 本社 | 東京都千代田区 |
| | マンゴツリー | 埼玉県（4店舗）<br>千葉県（1店舗）<br>東京都（11店舗）<br>神奈川県（4店舗）<br>大阪府（4店舗） |
| | ダンシングクラブ | 東京都（1店舗）<br>大阪府（1店舗） |
| | その他店舗 | 東京都（2店舗） |

| | | |
|---|---|---|
| フィルドテーブル株式会社 | 本社 | 東京都千代田区 |
| | チェントペルチェント | 北海道（2店舗）<br>宮城県（1店舗）<br>埼玉県（2店舗）<br>新潟県（1店舗）<br>京都府（1店舗） |
| | 東京たらこスパゲティ | 東京都（3店舗） |
| | ごちとん | 東京都（3店舗）<br>神奈川県（1店舗）<br>大阪府（1店舗） |
| | その他店舗 | 新潟県（2店舗） |
| 株式会社トビラダイニング | 本社 | 東京都千代田区 |
| | 中山豆腐店 | 東京都（3店舗） |
| | 東京とろろそば | 神奈川県（2店舗） |
| | 肉めし岡もと | 東京都（1店舗） |
| 株式会社バックパッカーズ | 本社 | 東京都千代田区 |
| アークランドマルハミート株式会社 | 本社 | 東京都千代田区 |
| | 工場 | 神奈川県（1棟） |
| コスミックSY株式会社 | 本社 | 群馬県前橋市 |
| | 工場 | 群馬県（2棟） |
| ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED | 本社 | 中華人民共和国香港特別行政区 |
| ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. | 本社 | 大韓民国ソウル特別市鍾路区 |
| | 天井はま田 | ソウル特別市（2店舗）<br>京畿道城南市（1店舗） |

### (7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 519（2,283）名 | 4名減（235名増） |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人員を１日８時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 62（8）名 | 7名増（2名増） | 36.0歳 | 5.9年 |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、アルバイト）は、年間の平均人員を１日８時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．株式の状況（2022年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　98,400,000株

(2) 発行済株式の総数　33,096,000株

(3) 株主数　31,335名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| アークランズ株式会社 | 17,520,000株 | 55.03% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,619,900株 | 5.09% |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND | 687,100株 | 2.16% |
| 坂本守孝 | 305,800株 | 0.96% |
| SMBC日興証券株式会社 | 259,800株 | 0.82% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 247,600株 | 0.78% |
| 臼井貴世子 | 240,000株 | 0.75% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 198,733株 | 0.62% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 | 160,000株 | 0.50% |
| 伊藤永 | 140,000株 | 0.44% |

（注）自己株式（1,261,445株）については、上記の表に記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## ４．会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2022年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 坂本守孝 | ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED 代表取締役社長<br>ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. 代表理事<br>アークランドマルハミート株式会社 代表取締役<br>コスミックＳＹ株式会社代表取締役<br>株式会社バックパッカーズ 代表取締役社長 |
| 取締役副社長 | 大内勇一 | 株式会社かつや代表取締役社長 |
| 取締役 | 桑原康弘 | 管理本部長兼経理部部長 |
| 取締役 | 古川徳厚 | グロースパートナーズ株式会社 代表取締役 |
| 取締役 | 宮部秀雄 | |
| 取締役 | 桑原豊 | オールスターズフードサービス株式会社 代表取締役<br>株式会社ピースマイルプロジェクト 代表取締役社長 |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 今田善和 | |
| 取締役（監査等委員） | 八木康行 | |
| 取締役（監査等委員） | 花房幸範 | アカウンティングワークス株式会社 代表取締役<br>八丁堀税理士法人代表社員 |

（注）１．伊藤永氏は、2022年４月30日をもって、当社専務取締役及び株式会社バックパッカーズ代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

２．取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、取締役（監査等委員）八木康行氏及び花房幸範氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）花房幸範氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．情報の収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

５．取締役古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏、取締役（監査等委員）八木康行氏及び花房幸範氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

| 区　　分 | 報酬等の総額（百万円） | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | 員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く。） | 43 | 43 | － | － | 6 |
| （うち社外取締役） | (4) | (4) | (－) | (－) | (3) |
| 取締役（監査等委員） | 9 | 9 | － | － | 3 |
| （うち社外取締役） | (3) | (3) | (－) | (－) | (2) |
| 合　　計 | 52 | 52 | － | － | 9 |
| （うち社外役員） | (8) | (8) | (－) | (－) | (5) |

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役（監査等委員を除く。）の支給人員は、無報酬の取締役１名を除いております。
３．2016年３月25日開催の第23回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等限度額は年額15百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は５名であり、取締役（監査等委員）の員数は４名であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月８日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る個人別の報酬等の額の決定については、当該決議に基づき代表取締役社長坂本守孝氏に委任しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績を考慮しつつ各取締役の職責や業務執行状況等を総合的に勘案するにあたり代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1）基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

2）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督機能を担う監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

③　社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等

該当事項はありません。

**(3) 社外役員に関する事項**

①　社外役員の重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

・社外役員の重要な兼職の状況は、「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。当社と当該兼職先との間に特別な関係はありません。

・取締役古川徳厚氏は、当事業年度中にアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/パートナーであった期間があります。当社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業業務提携の締結及び、同社がサービスを提供するファンドに対し、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債を割当てております。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席・発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|
| 取締役<br>古　川　徳　厚 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席しております。数多くの投資先の経営に関与してきた高い知見、経営者としての豊富な経験を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。 |
| 取締役<br>宮　部　秀　雄 | 2022年３月25日就任後当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回出席しております。食品業界における知識・経験及び経営者としての見識を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。 |
| 取締役<br>桑　原　　豊 | 2022年３月25日就任後当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回出席しております。外食業界における知識・経験及び経営者としての見識を生かし、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>八　木　康　行 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会22回のうち22回出席しております。外食産業における豊富な経験や経営者としての経験を通して培った高い見識に基づき、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。<br>また、同様に監査等委員会においても、必要に応じ、社外の立場から適宜発言をおこなっております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>花　房　幸　範 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会22回のうち22回出席しております。公認会計士としての専門的見地から、業務執行をおこなう経営陣から独立した客観的視点で適切な発言・提言をおこなうなど、当社が期待した取締役会における意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献しております。また、同様に監査等委員会においても、必要に応じ、社外の立場から適宜発言をおこなっております。 |

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## ５．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 31百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31百万円 |

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額は消費税等抜きで表示しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

**① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育・研修等を行う。内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを総務部に設置して運営する。

**② 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置く。監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その旨を役員及び従業員に周知する。監査等委員会スタッフの人事については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とする。

**③ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制**

1）当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。

2）当社は当社の取締役または使用人等が親会社及び子会社の取締役、監査等委員会、使用人等またはこれらの者から報告を受けたときは、すみやかに当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。

3）常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、月次会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。

４）当社は、報告を行った者に対して当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**④ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合には、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

**⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、随時弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図っていくこととする。

**⑥ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。また、取締役はそれらの文書を随時閲覧できるものとする。

**⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

「リスク管理規程」により担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、担当部門においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについてはすみやかに担当部署を定める。内部監査室が各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に担当取締役に報告する。担当取締役が重要と判断したものについては取締役会に報告し、取締役会で改善策を審議・決定する。

**⑧ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

**⑨ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

1）当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則をグループ規程類として整備する。

2）代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従いグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、グループ各社の取締役に対し取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備が含まれる。

3）内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

4）監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密な連携等的確な体制を構築する。

5）グループ各社の自主独立性を尊重するとともに、関係会社規程に伴い、各社から業務に関する定期的な報告・連絡等を受ける。

6）当社グループの業務運営及びリスクマネジメントに関する制度・規程を整備し、この制度・規程を適切に運用することにより、グループの業務の健全性及び効率性の向上を図る。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針**

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動規範」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図るものとする。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムに関して、以下のような取り組みを行っております。

**① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役会は当期14回開催し、重要な業務執行を決定するとともに取締役から職務執行状況につき報告を受けました。また、監査等委員会は22回開催し、取締役の職務執行を監査しました。

内部監査室は、期初に決定した監査の方針及び計画に従って監査を行い、改善提案を関係部署にフィードバックしています。総務部は内部通報窓口として内部通報を受け付け、適切に対応しました。内部監査室及び総務部におけるこれらの活動は取締役及び監査等委員会に定期的に報告しております。

**② 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保に関する取り組み状況**

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員と、非常勤である監査等委員から構成され、監査等委員会は当期22回開催しております。監査等委員会では取締役会の議案内容について予め審議し、その結果は取締役会の場で適宜意見されております。また、常勤の監査等委員が月次会議へ出席している他、監査等委員が必要に応じその他の重要な会議にも出席できるよう、監査が実効的に行われるための体制を確保しております。

**③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会その他重要な会議では、適切に議事録を作成、保管しております。また、開示すべき情報については、機関決定があり次第、適時に開示しております。

**④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社では、「リスク管理規程」により担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命しており、担当部門において潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております。一方、内部監査室が、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に担当取締役に報告し、重要なものについては、取締役会において改善策を審議・決定しております。

**⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は経営計画を策定し、経営の目標を設定しており、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年見直しを行っております。また、各年度の予算は、経営計画に基づき策定され、事業部門別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じております。

**⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社では、月次会議を毎月開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当期は12回開催）。

**⑦ 反社会的勢力排除に対する取り組み状況**

当社では、「行動規範」第24条（反社会的勢力排除の基本方針）において「経営トップが反社会的勢力との関係遮断を宣言し、一切の関係を持たない、資金提供を行わない。」と掲げております。また、対応方法などについても、反社会的勢力対応マニュアルを定め、店舗業務に携わる従業員を中心に指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、すみやかに担当部門に報告し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

# 連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 25,259 | 流動負債 | 8,883 |
| 現金及び預金 | 19,416 | 買掛金 | 3,017 |
| 売掛金 | 3,446 | 1年内償還予定の社債 | 2,009 |
| 商品及び製品 | 742 | 未払金 | 678 |
| 原材料及び貯蔵品 | 234 | 未払費用 | 1,227 |
| その他 | 1,442 | 契約負債 | 396 |
| 貸倒引当金 | △22 | 未払消費税等 | 252 |
| 固定資産 | 10,205 | 未払法人税等 | 760 |
| 有形固定資産 | 6,606 | 株主優待引当金 | 121 |
| 建物及び構築物 | 5,687 | その他 | 420 |
| 機械及び装置 | 417 | 固定負債 | 1,641 |
| 土地 | 405 | 社債 | 100 |
| 建設仮勘定 | 12 | 受入保証金 | 876 |
| その他 | 83 | 資産除去債務 | 612 |
| 無形固定資産 | 233 | その他 | 53 |
| のれん | 185 | 負債合計 | 10,525 |
| 商標権 | 5 | 純資産の部 | |
| その他 | 43 | 株主資本 | 24,442 |
| 投資その他の資産 | 3,365 | 資本金 | 1,932 |
| 投資有価証券 | 398 | 資本剰余金 | 1,334 |
| 繰延税金資産 | 612 | 利益剰余金 | 21,256 |
| 敷金及び保証金 | 2,287 | 自己株式 | △79 |
| その他 | 67 | その他の包括利益累計額 | 35 |
| | | 為替換算調整勘定 | 35 |
| | | 非支配株主持分 | 461 |
| | | 純資産合計 | 24,939 |
| 資産合計 | 35,465 | 負債純資産合計 | 35,465 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **47,163** |
| **売上原価** | | **23,378** |
| **売上総利益** | | **23,785** |
| 販売費及び一般管理費 | | 18,852 |
| **営業利益** | | **4,932** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 持分法による投資利益 | 42 | |
| リベート収入 | 17 | |
| 協賛金収入 | 3 | |
| 助成金収入 | 478 | |
| 雑収入 | 48 | 595 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 0 | |
| 為替差損 | 5 | |
| 雑損失 | 7 | 14 |
| **経常利益** | | **5,513** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 13 | |
| 固定資産受贈益 | 24 | |
| 受取補償金 | 85 | 123 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 25 | |
| 店舗閉鎖損失 | 372 | |
| 減損損失 | 524 | |
| 投資有価証券評価損 | 16 | |
| その他 | 0 | 939 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **4,696** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,687 | |
| 法人税等調整額 | △48 | 1,639 |
| **当期純利益** | | **3,057** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 56 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **3,001** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,932 | 1,334 | 19,487 | △79 | 22,674 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △277 | | △277 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,932 | 1,334 | 19,210 | △79 | 22,396 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △955 | | △955 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,001 | | 3,001 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 2,046 | － | 2,046 |
| 当期末残高 | 1,932 | 1,334 | 21,256 | △79 | 24,442 |

| | その他の包括利益累計額 | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | △21 | △21 | 404 | 23,057 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | △277 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △21 | △21 | 404 | 22,780 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △955 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 3,001 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 57 | 57 | 56 | 113 |
| 当期変動額合計 | 57 | 57 | 56 | 2,159 |
| 当期末残高 | 35 | 35 | 461 | 24,939 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**

**１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等**

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

| | |
|---|---|
| 連結子会社の数 | 10社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社かつや<br>エバーアクション株式会社<br>株式会社ミールワークス<br>フィルドテーブル株式会社<br>株式会社バックパッカーズ<br>株式会社トビラダイニング<br>アークランドマルハミート株式会社<br>コスミックＳＹ株式会社<br>ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED<br>ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD.<br>上記のうち、株式会社トビラダイニングについては、エバーアクション株式会社の新設分割により、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に加えております。<br>なお、前連結会計年度まで連結子会社であったアークダイニング株式会社はエバーアクション株式会社との吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外をしております。 |

② 非連結子会社の状況　該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

| | |
|---|---|
| 持分法適用関連会社の数 | ３社 |
| 持分法適用関連会社の名称 | サト・アークランドフードサービス株式会社<br>Hikari Arcland Food Service Limited<br>台湾吉豚屋餐飲股份有限公司 |

② 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社（アサヒダイニング株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

| | |
|---|---|
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの<br>時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法 |
| ロ 棚卸資産 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

| | |
|---|---|
| イ 有形固定資産 | 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物　　８～34年<br>その他の固定資産　　５～15年 |
| ロ 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>自社利用のソフトウェア　５年（社内利用可能期間）<br>商標権　　10～15年 |

③ 重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| イ 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ 株主優待引当金 | 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。 |

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

| | |
|---|---|
| イ のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、５～15年間の定額法により償却を行っております。 |
| ロ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 | 外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。 |

| | |
|---|---|
| ハ　収益及び費用の計上基準 | 当社グループは、とんかつ専門店「かつや」を中心とする飲食店の経営及びフランチャイズチェーン（以下「ＦＣ」という。）本部の運営を主な事業内容としております。<br>飲食サービスの提供による収益は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。<br>各種商品の販売による収益は、ＦＣ加盟店に対する食材等の販売や、量販店等への冷凍食品や食肉加工品の製造卸売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、冷凍食品や食肉加工品の一部の製造卸売については、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上を認識しております。<br>ＦＣ加盟店に対するＦＣ加盟権の付与・店舗運営指導等に関する収益（ＦＣ加盟金及びロイヤルティ収入）は取引の実態に従って収益を認識しており、ＦＣ加盟金はＦＣ契約締結時に当該対価を契約負債として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識し、ロイヤルティ収入は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。 |

## 2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 加盟金収入

当社グループ各社がフランチャイズ本部としてフランチャイズ加盟店から収受する加盟金、更新料等について、従来は一時点で収益認識しておりましたが、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足としては、契約期間にわたっての認識方法によっております。この結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益がそれぞれ61百万円増加し、当連結会計年度末日の固定資産の投資その他の資産の繰延税金資産が106百万円増加し、流動負債の契約負債が396百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は277百万円減少しております。

(2) 有償支給取引

連結子会社であるコスミックSY株式会社は、得意先から仕入れた原材料（以下「有償支給品」という。）に対し、加工を行ったうえで仕入価格に加工費等を上乗せした製品を当該得意先に対して販売する取引（以下「有償支給取引」という。）を行っております。従来は、有償支給取引を有償支給品の加工後の製品の販売として売上高および売上原価を総額で計上しておりましたが、収益認識会計基準等の適用により、有償支給元が実質的に有償支給品を買い戻す義務を負っている場合には、当該有償支給取引は代理人としての取引に該当すると判断し、加工サービスの提供として加工代相当額のみを収益として計上する方法に変更しました。また、有償支給品並びに製品に含む有償支給品の棚卸高を「商品及び製品」並びに「原材料及び貯蔵品」として表示せず、流動資産の「その他」として表示しております。この結果、当連結会計年度の売上高が1,157百万円、売上原価が1,157百万円減少し、当連結会計年度末日の流動資産の商品及び製品が72百万円、原材料及び貯蔵品が11百万円減少し、流動資産のその他が83百万円増加しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「収益認識に関する注記」に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響は軽微です。

**３．会計上の見積りに関する注記**

(店舗に係る固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 連結貸借対照表計上額（百万円）(※) |
|---|---|
| 店舗に係る固定資産 | 6,593 |

(※)店舗に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

| | 連結損益計算書計上額（百万円） |
|---|---|
| 店舗に係る固定資産に関する減損損失 | 234 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産を主として店舗単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該店舗に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、既存店舗の過去の業績回復の傾向や不採算店舗に対する投資戦略を考慮して予測を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、店舗に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

**４．連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額　5,154百万円

## ５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,096,000株 | －株 | －株 | 33,096,000株 |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,261,445株 | －株 | －株 | 1,261,445株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ 2022年３月25日開催の第29回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　477百万円
・１株当たり配当金額　15.00円
・基準日　2021年12月31日
・効力発生日　2022年３月28日

ロ 2022年７月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　477百万円
・１株当たり配当金額　15.00円
・基準日　2022年６月30日
・効力発生日　2022年９月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年３月28日開催の第30回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　477百万円
・１株当たり配当金額　15.00円
・基準日　2022年12月31日
・効力発生日　2023年３月29日

## ６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等や安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主として銀行借入・社債発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、発行体の財務状況等を把握し管理しており、安全性と流動性の高い金融商品でありますが、為替変動のリスクに晒されております。

敷金及び保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金・未払消費税等は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て１年以内に納付期日が到来します。

借入金・社債は、主として設備投資に係る資金調達であります。

営業債務・未払法人税等・借入金・社債・受入保証金は資金調達に係る流動性リスクを有しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金について契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを実施しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 敷金及び保証金 | 2,354 | 2,234 | △120 |
| 資産計 | 2,354 | 2,234 | △120 |
| (1) 社債 | 2,109 | 2,107 | △1 |
| (2) 受入保証金 | 887 | 871 | △15 |
| 負債計 | 2,996 | 2,979 | △17 |

（注）１．現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払消費税等、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等は、「６．金融商品に関する注記（2）金融商品の時価等に関する事項」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 398 |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の評価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価（百万円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 敷金及び保証金 | － | 2,234 | － | 2,234 |
| 資産計 | － | 2,234 | － | 2,234 |
| 社債 | | 2,107 | | 2,107 |
| 受入保証金 | － | 871 | － | 871 |
| 負債計 | － | 2,979 | － | 2,979 |

（注）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債

時価について、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

受入保証金

時価について、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## 7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

| カテゴリー別 | 一時点で移転される財又はサービス | | 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 本人取引 | 代理人取引 | 本人取引 | | |
| かつや（国内） | 27,862 | － | 99 | － | 27,961 |
| からやま・からあげ縁（国内） | 9,465 | － | 84 | － | 9,550 |
| 海外事業 | 312 | － | 10 | － | 323 |
| その他 | 7,569 | 1,408 | － | － | 8,977 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 45,209 | 1,408 | 193 | － | 46,812 |
| その他の収益 | － | － | － | 351 | 351 |
| 外部顧客への売上高 | 45,209 | 1,408 | 193 | 351 | 47,163 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項　(3) 会計方針に関する事項　④その他連結計算書類作成のための重要な事項　ハ 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

| | 当連結会計年度（期首）（2022年１月１日） | 当連結会計年度（2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 契約負債 | 450百万円 | 396百万円 |

当社グループでは、ＦＣ契約締結時にＦＣ加盟者から受領するＦＣ加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約資産はありません。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高が含まれていた金額は170百万円であります。過去の期間に充足、または部分的に充足した履行義務から、取引価格の変動等により当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額はＦＣ加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度（百万円） |
|---|---|
| １年以内 | 152 |
| １年超５年以内 | 243 |

## 8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　768円94銭

(2) １株当たり当期純利益　94円27銭

(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　91円61銭

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 14,696 | 流動負債 | 6,974 |
| 現金及び預金 | 10,372 | 買掛金 | 2,550 |
| 売掛金 | 3,078 | 1年内償還予定の社債 | 2,009 |
| 商品 | 482 | 未払金 | 1,043 |
| 前払費用 | 265 | 設備関係未払金 | 20 |
| 未収入金 | 11 | 未払費用 | 185 |
| 関係会社短期貸付金 | 100 | 未払法人税等 | 283 |
| その他 | 387 | 預り金 | 677 |
| 貸倒引当金 | △1 | 前受収益 | 27 |
| 固定資産 | 6,070 | 株主優待引当金 | 121 |
| 有形固定資産 | 569 | その他 | 54 |
| 建物 | 343 | 固定負債 | 297 |
| 構築物 | 76 | 長期前受収益 | 10 |
| 機械及び装置 | 5 | 受入保証金 | 253 |
| 車両運搬具 | 1 | 資産除去債務 | 33 |
| 工具、器具及び備品 | 3 | 負債合計 | 7,271 |
| 土地 | 136 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 2 | 株主資本 | 13,495 |
| 無形固定資産 | 29 | 資本金 | 1,932 |
| ソフトウエア | 25 | 資本剰余金 | 1,884 |
| 商標権 | 4 | 資本準備金 | 1,884 |
| その他 | 0 | 利益剰余金 | 9,759 |
| 投資その他の資産 | 5,471 | その他利益剰余金 | 9,759 |
| 関係会社株式 | 3,778 | 別途積立金 | 10,100 |
| 関係会社長期貸付金 | 740 | 繰越利益剰余金 | △340 |
| 長期前払費用 | 42 | 自己株式 | △79 |
| 繰延税金資産 | 155 | 純資産合計 | 13,495 |
| 敷金及び保証金 | 1,495 | | |
| その他 | 0 | | |
| 貸倒引当金 | △740 | | |
| 資産合計 | 20,767 | 負債純資産合計 | 20,767 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **26,336** |
| **売上原価** | | **21,947** |
| **売上総利益** | | **4,388** |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,531 |
| **営業利益** | | **1,857** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 協賛金収入 | 3 | |
| 雑収入 | 6 | 15 |
| **営業外費用** | | |
| 雑損失 | 0 | 0 |
| **経常利益** | | **1,873** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| **特別損失** | | |
| 店舗閉鎖損失 | 133 | |
| 減損損失 | 140 | |
| その他 | 60 | 334 |
| **税引前当期純利益** | | **1,538** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 583 | |
| 法人税等調整額 | △67 | 516 |
| **当期純利益** | | **1,022** |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,932 | 1,884 | 1,884 | 10,100 | △407 | 9,692 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △955 | △955 |
| 当期純利益 | | | | | 1,022 | 1,022 |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 67 | 67 |
| 当期末残高 | 1,932 | 1,884 | 1,884 | 10,100 | △340 | 9,759 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △79 | 13,428 | 13,428 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △955 | △955 |
| 当期純利益 | | 1,022 | 1,022 |
| 当期変動額合計 | － | 67 | 67 |
| 当期末残高 | △79 | 13,495 | 13,495 |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**１．重要な会計方針に係る事項**

(1) 資産の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| ① 有価証券 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 総平均法による原価法 |
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの<br>時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| | 市場価格のない株式等<br>移動平均法による原価法 |
| ② 棚卸資産 | 先入先出法による原価法<br>（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

| | |
|---|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法を採用しております。<br>ただし、当社は1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物及び構築物　　８～34年<br>その他の固定資産　　５～15年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>自社利用のソフトウェア　５年（社内利用可能期間）<br>商標権　　10年 |
| ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 株主優待引当金 | 株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。 |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

| | |
|---|---|
| 収益及び費用の計上基準 | 当社は、主に食材等の各種商品の販売、子会社に対する経営指導を行っております。<br>各種商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。<br>子会社に対する経営指導は、子会社の売上等を算定の基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。 |

## ２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等への影響はありません。

## ３．会計上の見積りに関する注記

(拠点に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 貸借対照表計上額（百万円）（※） |
|---|---|
| 拠点に係る固定資産 | 566 |

(※)拠点に係る固定資産及び共用資産等の帳簿価額を含む。

| | 損益計算書計上額（百万円） |
|---|---|
| 拠点に係る固定資産に関する減損損失 | 140 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産を主として拠点単位でグルーピングし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである場合、あるいは継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された拠点については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が当該拠点に係る固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の実績を基礎として、将来の売上高を考慮して予測を行っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローが生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際にキャッシュ・フローが生じる時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、店舗に係る固定資産について減損損失を認識する可能性があります。

## 4．貸借対照表に関する注記

| | |
|---|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 270百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 3,271百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 10百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 1,755百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 38百万円 |

## 5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ① 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 11,618百万円 |
| 仕入高 | 2,967百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 20百万円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 1百万円 |

## 6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,261,445株 | －株 | －株 | 1,261,445株 |

## 7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| （繰延税金資産） | |
| 未払事業税 | 17百万円 |
| 組織再編に伴う関係会社株式 | 89百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 559百万円 |
| 資産除去債務 | 10百万円 |
| 株主優待引当金 | 37百万円 |
| 貸倒引当金 | 227百万円 |
| その他 | 102百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,043百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金 | △882百万円 |
| 評価性引当額小計 | △882百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 160百万円 |
| （繰延税金負債） | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △4百万円 |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 155百万円 |

## ８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ㈱かつや | 所有 100.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 食材の販売<br>（注１） | 6,047 | 売掛金 | 2,159 |
| | | | | | | 預り金 | 601 |
| | | | | | | 未払金 | 441 |
| 子会社 | エバーアクション㈱ | 所有 100.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 食材の販売<br>（注１） | 2,552 | 売掛金 | 619 |
| 子会社 | フィルドテーブル㈱ | 所有 100.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 食材の販売<br>（注１） | 383 | 売掛金 | 41 |
| 子会社 | ㈱バックパッカーズ | 所有 66.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>（注２） | 50 | 関係会社長期貸付金 | 250 |
| 子会社 | アークランドマルハミート㈱ | 所有 51.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 食材の仕入<br>（注１） | 2,943 | 買掛金 | 389 |
| 子会社 | ㈱ミールワークス | 所有 83.4 | 経営管理<br>役員の兼任 | 食材の販売<br>（注１） | 862 | 売掛金 | 95 |
| 子会社 | ㈱トピラダイニング | 所有 100.0 | 経営管理<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>（注２） | 100 | 関係会社短期貸付金 | 100 |
| 子会社 | ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD. | 所有 100.0 | 役員の兼任 | 資金の貸付<br>（注２） | 10 | 関係会社長期貸付金 | 490 |
| 関連会社 | サト・アークランドフードサービス㈱ | 所有 49.0 | 役員の兼任 | 食材の販売<br>（注１） | 1,029 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）１．食材の販売及び仕入については、定期的に価格を見直しの上、決定しております。
２．貸付条件については、グループの調達金利を勘案して決定しております。
３．上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

## ９．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

１．重要な会計方針に係る事項　(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　423円94銭
(2) １株当たり当期純利益　32円11銭
(3) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益　31円20銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年２月24日

アークランドサービスホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小沢直靖
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　島袋信一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アークランドサービスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、

通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせ

るような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2023年２月24日

アークランドサービスホールディングス株式会社
　　取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　小沢直靖
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　島袋信一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アークランドサービスホールディングス株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で

得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年２月27日

アークランドサービスホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）　今　田　善　和　㊞

監査等委員（社外取締役）　八　木　康　行　㊞

監査等委員（社外取締役）　花　房　幸　範　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、利益水準や配当性向を考慮した利益配分を実施していくことを基本方針としております。

第30期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、継続的かつ安定的な配当を基本としつつ、財務状況や今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、１株当たり15円とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は477,518,325円となります。
なお、当期の年間配当金は、中間配当金15円と期末配当金15円を合わせた１株当たり30円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年３月29日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　定款一部変更の件

経営体制の一層の強化と充実を図り、環境の変化に迅速に対応できる基盤を構築するため、定款第22条（代表取締役および役付取締役）第２項の役付取締役として新たに取締役副社長を設けるものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。<br>②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　（現行どおり）<br>②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、<u>取締役副社長、</u>専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 坂本守孝（さかもともりたか）<br>(1985年３月13日生) | 2007年４月　岡三証券株式会社入社<br>2010年９月　当社入社<br>2018年10月　エバーアクション株式会社<br>代表取締役社長<br>2021年３月　当社取締役<br>2021年７月　当社代表取締役社長（現任）<br>ARCLAND SERVICE INTERNATIONAL CO.,LIMITED代表取締役社長（現任）<br>ARCLAND SERVICE KOREA CO.,LTD.<br>代表理事（現任）<br>アークランドマルハミート株式会社<br>代表取締役（現任）<br>コスミックＳＹ株式会社<br>代表取締役（現任）<br>2022年４月　株式会社バックパッカーズ<br>代表取締役社長（現任） | 305,800株 |
| 2 | 大内勇一（おおうちゆういち）<br>(1967年12月４日生) | 1991年１月　株式会社レインズインターナショナル入社<br>2005年９月　同社代表取締役社長<br>2006年12月　同社専務取締役<br>2012年11月　株式会社鉄人化計画取締役副社長<br>2016年２月　株式会社プレコダイニングラボ取締役社長<br>2018年３月　当社入社<br>2019年７月　株式会社かつや取締役副社長<br>2020年１月　株式会社かつや<br>代表取締役社長（現任）<br>2021年３月　当社取締役<br>2021年７月　当社専務取締役<br>2022年１月　当社取締役副社長（現任） | － |
| 3 | 渡部貴（わたべたかし）<br>(1974年６月30日生) | 1997年４月　当社入社<br>2014年１月　当社海外事業部次長<br>2016年１月　当社海外事業部部長<br>2018年１月　当社執行役員（現任）<br>2020年７月　アークダイニング株式会社<br>代表取締役社長<br>2022年１月　エバーアクション株式会社<br>代表取締役社長（現任） | － |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 古川 徳厚（ふるかわ のりあつ）<br>（1981年５月１日生） | 2007年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社<br>2010年７月　アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社<br>2020年３月　日本パワーファスニング株式会社取締役（現任）<br>2020年３月　当社取締役（現任）<br>2022年９月　グロースパートナーズ株式会社代表取締役（現任）<br>2023年１月　株式会社プロレド・パートナーズ取締役（現任） | － |
| 5 | 宮部 秀雄（みやべ ひでお）<br>（1950年10月６日生） | 1973年４月　大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社<br>2003年６月　同社取締役<br>2006年４月　同社常務取締役<br>2006年４月　株式会社マルハグループ本社常務執行役員<br>2006年６月　同社取締役<br>2008年４月　株式会社マルハニチロ食品常務取締役<br>2008年４月　株式会社マルハニチロ畜産代表取締役社長<br>2014年４月　マルハニチロ株式会社顧問<br>2014年６月　同社監査役<br>2018年10月　エバーアクション株式会社監査役<br>2019年３月　同社取締役［監査等委員］<br>2019年６月　株式会社なとり監査役（現任）<br>2020年９月　エバーアクション株式会社取締役<br>2022年３月　当社取締役（現任） | － |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 6 | 桑原（くわばら）　豊（ゆたか）<br>(1958年２月４日生) | 1978年５月　株式会社すかいらーく入社<br>1983年１月　株式会社藍屋入社<br>1998年10月　ワタミフードサービス株式会社（現ワタミ株式会社）入社<br>2004年７月　ワタミダイレクトフランチャイズシステムズ株式会社代表取締役<br>2008年８月　ワタミフードサービス株式会社代表取締役社長<br>2009年６月　ワタミ株式会社代表取締役社長<br>2018年７月　フェニックスコーポレーション合同会社設立代表社員<br>2018年10月　オールスターズフードサービス株式会社代表取締役（現任）<br>2018年10月　エバーアクション株式会社取締役<br>2019年３月　同社取締役［監査等委員］<br>2020年９月　同社取締役<br>2020年10月　株式会社ビースマイルプロジェクト代表取締役社長（現任）<br>2022年３月　当社取締役（現任） | － |

（注）１．当社では、取締役会における議論の実質性を高めるため、取締役の人数は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲としております。取締役会全体としては、高い専門性と多様性等に配慮して、当社事業に精通した者、会社経営や財務・会計、法務、リスクマネジメント等の豊富な実務経験と高い能力、深い知見を備えた、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物を取締役候補者として選定しております。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

３．各取締役候補者の選任の理由及び社外取締役において期待される役割は次のとおりであります。

(1) 坂本守孝氏は、2010年当社入社、営業部、立地開発部、商品部等を経て、からやま事業の立ち上げに携わり、2018年10月にエバーアクション株式会社代表取締役社長に就任、2021年３月に当社取締役に就任し、同７月より代表取締役社長として、様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(2) 大内勇一氏は、2005年以降、外食企業の代表取締役をはじめ数社の取締役を歴任、外食業界並びに会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、2018年入社、2020年１月より株式会社かつや代表取締役社長、2021年３月より当社取締役、2022年１月より取締役副社長として様々な経営成長戦略推進に取り組んでおり、引き続き取締役候補者といたしました。

(3) 渡部貴氏は1997年当社入社、創業期から営業部門に携わり、商品部を経て2016年１月より海外事業部部長、2018年１月執行役員、2020年７月よりアークダイ

ニング株式会社代表取締役社長に就任、2021年１月よりエバーアクション株式会社代表取締役社長に就任しております。外食事業に関する豊富な業務経験と海外事業で培ったグローバルな知見を有しており、今後の成長戦略推進に適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(4) 古川徳厚氏は、大手コンサルティング会社での投資実績や社外取締役として経営に携わってきた経験があり、事業投資及び経営全般に関して豊富な知見を有しております。M&A戦略や新規事業開発等について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、３年となります。

(5) 宮部秀雄氏は、食品業界で代表取締役を務めた経験等、食品業界及び経営全般に関して豊富な知見を有しております。食肉加工事業、冷食事業の戦略、拡大等について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、１年となります。

(6) 桑原豊氏は外食業界において国内外での豊富な業務経験を持ち、現在も他の外食企業において代表取締役を務めております。国内外問わず外食業界の市場に精通しており、国内外における外食市場状況を随時共有していただいております。今後も海外での事業展開や国内外食事業について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、１年となります。

４．宮部秀雄氏及び桑原豊氏は過去に当社子会社の非業務執行取締役であったことがあります。

５．当社は、古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏の３氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。３氏の再任が承認された場合、３氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

６．当社は、古川徳厚氏、宮部秀雄氏、桑原豊氏の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、３氏の再任が承認された場合には、３氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以上

【ご参考】当社取締役のスキルマトリックス（第３号議案が承認された場合）

| 氏　　名 | 役　　職 | 財務<br>会計 | 経営 | 国際性 | ＩＴ<br>ＤＸ | ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ<br>ＥＳＧ | 人事<br>労務<br>人材開発 | 営業<br>ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ | 商品開発 | 業界の<br>知見 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 坂本守孝 | 代表取締役<br>社長 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大内勇一 | 取締役<br>副社長 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 渡部　貴 | 取締役 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 古川徳厚 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 宮部秀雄 | 取締役 | | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ |
| 桑原　豊 | 取締役 | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 今田善和 | 取締役<br>（監査等委員） | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 八木康行 | 取締役<br>（監査等委員） | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 花房幸範 | 取締役<br>（監査等委員） | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区市谷本村町４番１号
ホテルグランドヒル市ヶ谷　新館３階　瑠璃東の間
TEL 03－3268－0111

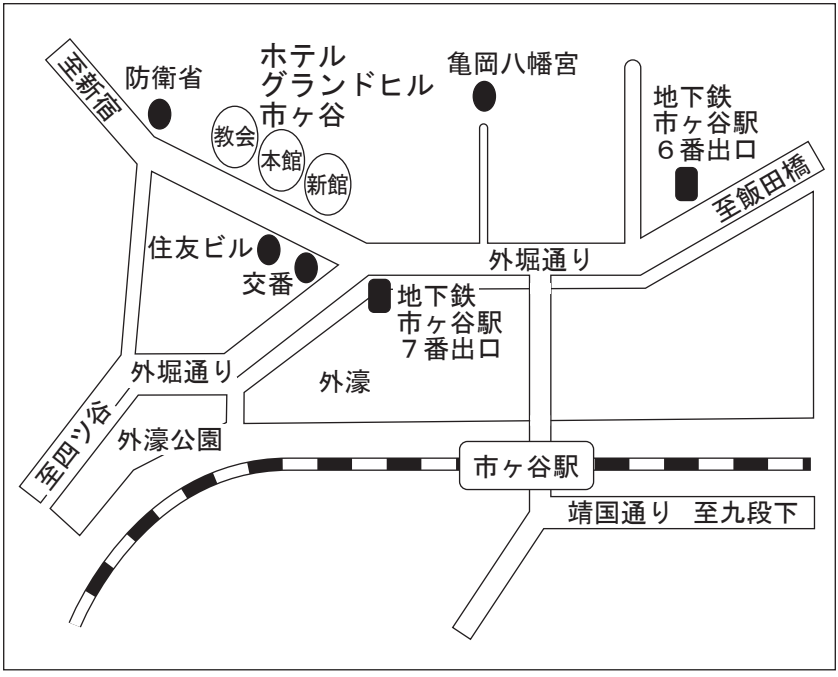


交通　○ＪＲ総武線・東京メトロ有楽町線・南北線・都営新宿線地下鉄『市ヶ谷駅』徒歩３分